

第六十号議案

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者の設置その他の」を削り、「従業者」を「その従業者」に、「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第五条第一項第一号中「、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）を「又は保育士」に改め、同条第二項中「において」を「において、」に、「場合は、」を「場合は」に改め、「同じ。」を「の下に」「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、かくたん喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

第六 十号議案 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

- 一 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - 二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第七十一条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第七十一条において同じ。）を行う場合
 - 三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第七十一条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第七十一条において同じ。）を行う場合
- 第五条第三項第二号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削る。
- 第六条第二項中「において」を「において、」に、「場合は、」を「場合は」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。
- ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
- 一 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - 二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限り。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第六条第三項中「次に掲げる従業者」の下に「（前項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

第十二条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

第十三条中「第十六条」を「第十六条第一項」に、「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十四条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十九条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第四十一条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十二条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十三条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第五十一条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第五十四条第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第六十九条中「第十四条」の下に「、第十四条の二」を加え、「第四十一条中」を「第四十一条第一項中」に改める。

第七十一条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「日常生活」を「、日常生活」に、「場合は、」を「場合は」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七十六条及び第七十六条の二中「第十四条」を「第十四条の二」に改める。

第七十七条第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第七十九条中「第十四条」を「第十四条の二」に改める。

第七十九条の九中「第十四条」の下に「、第十四条の二」を加える。

第八十七条中「第十四条」の下に「、第十四条の二」を加え、「第四十一条中」を「第四十一条第一項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和四年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第四項及び第四十三条第二項（改正後の条例第五十三条の五、第五十七条、第六十九条、第七十六条、第七十九条、第七十九条の九及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めな

なければならない」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十四条の二（改正後の条例第五十三条の五、第五十七条、第六十九条、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条、第七十九条の九及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第十四条の二第一項中「講じなければならぬ」とあるのは「講じよう努めなければならぬ」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施しよう努めなければならぬ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十九条第二項（改正後の条例第五十三条の五、第五十七条、第六十九条、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条、第七十九条の九及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第三十九条第二項中「講じなければならぬ」とあるのは「講じよう努めなければならぬ」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第四十二条第三項（改正後の条例第五十三条の五、第五十七条、第六十九条、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条、第七十九条の九及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第四十二条第三項中「講じなければならぬ」とあるのは「講じよう努めなければならぬ」とする。

6 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者である者については、改正後の条例第五条第一項第一号の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際、現に改正前の条例第五十四条に規定する基準該当児童発達支援事業者である者については、改正後の条例第五十四条第一号の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際、現に改正前の条例第七十一条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者である者については、改正後の条例第七十一条第一項第一号の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際、現に改正前の条例第七十七条に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者である者については、改正後の条例第七十七条第一号の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。